

第6 次地方分権一括法（職業安定法及び雇用対策法関係部分） を施行する上での運用上の方向性について

I 職業安定法関係

- 1 特定地方公共団体（無料の職業紹介事業を行う地方公共団体）
が無料の職業紹介事業を行う場合の厚生労働大臣への届出義務は
廃止されて通知義務となるが、当該事業を開始した後に通知する
ことも認められる。
- 2 公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に関する
情報を適切に取り扱うことができない恐れがあると認めるときは、
求人又は求職の情報提供を停止することができることとしており、
具体的には、求人情報及び求職情報のオンライン提供に係る利用
規約に違反する場合等が該当する。
- 3 厚生労働大臣が職業安定法に基づき特定地方公共団体に対する
行政指導等を行うことはないが、必要に応じ、地方自治法第 245
条の 4 に基づく資料の提出の要求、同法第 245 条の 5 の規定に基
づく是正の要求等を行うこととなる。
- 4 特定地方公共団体は、「職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、
募集委託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、
求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容
の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成 11 年労
働省告示第 141 号）」の規定内容について適切に対応していただく
ようお願いしたい。

※ 適切な対応を求める事項

- ・ 均等待遇に関するもの
 - ・ 労働条件等の明示及び募集内容の的確な表示に関するもの
 - ・ 求職者等の個人情報の取扱いに関するもの
 - ・ 職業紹介事業者の責務に関するもの
- 等

5 特定地方公共団体は、次の事項についても十分に留意するようお願いしたい。

- ・ 苦情処理に関すること
- ・ 個人情報（求人者の担当者の個人情報等求職者以外の個人情報を含む）の取扱いに関すること
- ・ 他の職業紹介機関を利用しないことを条件として職業紹介サービスを行ってはならないこと
- ・ 職業紹介事業に関する広告を行う場合、職業紹介所であることを明記すること
- ・ 外部会場を利用した就職面接会等での無料の職業紹介の実施を認めるが、少なくとも一つの事業所は有していなければならないこと

等

6 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 406 号）」は特定地方公共団体も対象であることに留意をお願いしたい。

7 公共職業安定所による特定地方公共団体への協力等として、特定地方公共団体の希望等に応じて、

- ① 職業紹介事業に係る研修資料の提供、研修への講師派遣、人事交流への協力等の支援を行うこと
- ② 特定地方公共団体が自ら受理した求人について、公共職業安定所において提供を受け、当該求人者に連絡をした上で、求人を受理し、ともに充足に努めること

8 特定地方公共団体が無料の職業紹介を実施する施設において、雇用保険法第 15 条の規定による雇用保険の失業の認定に係る業務、職業安定法第 19 条及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第 12 条の規定による職業訓練の受講あっせんに係る業務、各種雇用関係助成金の支給等に係る手続の実

施を希望する場合には、管轄労働局として対応の在り方を個別に検討し、調整するため、管轄労働局に連絡をお願いしたい。

9 特定地方公共団体は職業紹介責任者講習会の受講義務はないが、積極的なご活用をお願いしたい。

10 地方公共団体が民間の職業紹介事業者等に職業紹介事業の実施を委託するときは、民間職業紹介事業者に係る職業安定法上の各種規制及び厚生労働大臣による監督の対象となる。

また、指定管理者制度により特定地方公共団体が職業紹介事業者に委託して職業紹介事業を行う施設の管理を指定管理者に行わせる場合、当該職業紹介事業者には職業安定法上の各種規制及び厚生労働大臣による監督の対象となる。

11 特定地方公共団体の行う無料の職業紹介事業（職業紹介の全部又は一部を民間職業紹介事業者等に委託して実施する場合を除く。）については、公共職業安定所の愛称である「ハローワーク」の文言を名称に用いても差し支えないが、その場合には必ず、公共職業安定所と誤認されない名称（「〇〇県版ハローワーク」等）となるようお願いしたい。

12 特定地方公共団体においても、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく資料の提出の要求として、職業紹介事業報告書の提出をお願いしたい。

Ⅱ 雇用対策法関係

- 1 改正雇用対策法施行前に各都道府県労働局長と地方公共団体の長との間で締結された雇用対策協定を改正雇用対策法に基づく協定とみなすものとする
- 2 公共職業安定所の業務に関する事項以外に都道府県労働局の管轄する業務に係る事項が盛り込まれた協定や、既に締結されている雇用対策協定であって、国の締結者が都道府県労働局長以外の者である協定について、改正雇用対策法に基づく協定に準じた取扱いとすること
- 3 雇用対策法第 32 条に規定する地方公共団体からの国に対する要請（以下「措置要請」という。）については、次のとおりとするものとする
 - (1) 措置要請の対象となる「労働者の職業の安定に関し必要な措置」は、広く労働局又は公共職業安定所の実施する雇用対策を含むものであるとともに、当該地方公共団体を管轄する労働局長の管轄区域内で実施されるものに限定されるものではないものとする
 - (2) 措置要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たり学識経験者等の意見を聴くときは、原則として地方労働審議会において意見を聴くこととし、その際、要請を行った地方公共団体の長等は地方労働審議会の場でヒアリング等を通じて意見を聴くことについて、要請地方公共団体の長の意見を聴くこととする
 - (3) 地方公共団体が措置要請に係る措置を厚生労働大臣が自ら行うよう求めたときの学識経験者等の意見を聴くときは、労働政策審議会において意見を聴くことについて、要請地方公共団体の長の意見を聴くこととする
 - (4) 都道府県労働局の既存の予算又は人員等で直ちに対応可能であるもの等については、必ずしも措置要請を行う必要はないものとする